

令和5年度「かごしま子ども調査」企画募集に係る質疑について (令和5年8月28日時点)

Q1 学識経験者の条件はありますか。受託者の社内で、過去に同種のアンケート調査業務を行った者という理解でよろしいでしょうか。

A1 企画募集要項7「委託業務の概要」にある学識経験者による考察は、県において既存の会議体などを通じて作成する予定です。受託者へは県から原稿をお渡しします。

Q2 回答率をあげるための方策は、謝礼（電子ポイントの付与）以外の提案でも問題ないでしょうか。

A2 問題ありません。

Q3 調査票案内文は、依頼状も兼ねた内容を想定されてますか。

A3 依頼状については、別途、県から調査先へ送付します。

Q4 相談窓口の案内文は、中学生が学校や家庭での悩み事を相談する窓口の資料という理解でよろしいでしょうか。

A4 お見込みのとおりです。

Q5 204校の各学校に対する調査対象生徒数の割付は、どのように想定されていますか。例えば児童数10名以下の小規模な学校では全ての生徒が対象となるのでしょうか。

A5 すべての県内公立中学校（義務教育学校を含む）2年生を対象としています。

Q6 督促文書の発送が必要と考える回答率は何%以下を想定していますか。

A6 50%以下を想定しています。

Q7 督促文書の発送をするための封筒は貴県から提供いただけますか。受託者で印刷が必要ですか。

A7 受託者において印刷・用意をお願いします。仕様書について修正しました。

Q8 調査票データの集約とはどのような作業を指すでしょうか。

A8 調査票データの回収作業を指しています。

Q9 市町村ごとに集計し、ファイルを作成するのは単純集計だけという理解でよろしいでしょうか。

A9 お見込みのとおりです。

Q10 各項目の集計結果に関する分析とは、例えば内閣府の「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」でいうとどの部分にあたりますか。

A10 P21～P124の部分にあたります。

Q11 前回調査「平成28年度かごしま子ども調査」結果は、貴県から提供いただけますか。

A11 提供します。

Q12 「8. 提案を希望する内容」の(4)回答率をあげるための方策に関して、「電子ポイント付与等」とあるが、それに係る金額は受託者負担となりますか。
また、電子ポイントで付与するために、携帯電話番号やメールアドレス等、必要最低限の個人情報を取得することを想定しているが、問題ないでしょうか。

A12 回答者へのインセンティブ付与に係る金額は受託者負担となります。
個人情報の取得については、企画提案を受けて、審査します。

Q13 「2. 調査対象者等」の(4)調査期間が約2か月とあるが、案内文の発送から回答の回収までにかかる期間を考えてよろしいでしょうか。
期間に関して相談も可能でしょうか。

A13 調査期間は案内文の発送から回答の回収までにかかる期間と考えております。
期間に関しての相談は可能ですが、現段階では、約2か月が適切と考えております。

Q14 「2. 調査対象者等」の(6)設問数及び設問内容について、「原稿は県が提供する」とあるが、設問の追加や変更等の相談は可能でしょうか。

A14 設問の追加や変更等の相談は、企画提案を受けて、審査します。